

裾野市屋外広告物条例施行規則をここに制定する。

平成 27 年 1 2 月 1 0 日

裾野市長 高村 謙二

裾野市規則第 27 号

裾野市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、裾野市屋外広告物条例（平成 27 年裾野市条例第 36 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別規制地域の区分)

第 2 条 条例第 3 条の特別規制地域について条例第 6 条第 1 項から第 3 項まで及び条例第 12 条に規定する規則で定める基準を定める場合においては、地域の特性に応じた規制を行うため、特別規制地域を、第 1 種特別規制地域及び第 2 種特別規制地域に区分するものとする。

2 第 1 種特別規制地域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 条例第 3 条第 1 号に規定する区域
- (2) 条例第 3 条第 2 号に規定する区域
- (3) 条例第 3 条第 3 号に規定する区域
- (4) 条例第 3 条第 4 号に規定する区域
- (5) 条例第 3 条第 5 号に規定する区域
- (6) 条例第 3 条第 6 号に規定する区域
- (7) 条例第 3 条第 7 号に規定する区域のうち静岡県自然環境保全条例(昭和 48 年静岡県条例第 9 号) 第 13 条第 1 項の規定により指定された特別地区の区域
- (8) 条例第 3 条第 11 号に規定する区域
- (9) 条例第 3 条第 13 号に規定する区域

3 第 2 種特別規制地域は、第 1 種特別規制地域以外の特別規制地域の区域とする。

(普通規制地域の区分)

第 3 条 条例第 5 条の普通規制地域について条例第 6 条第 1 項から第 3 項まで及び条例第 12 条に規定する規則で定める基準を定める場合においては、地域の特性に応じた規制

を行うため、普通規制地域を、第1種普通規制地域及び第2種普通規制地域に区分するものとする。

2 第1種普通規制地域は、第2種普通規制地域以外の普通規制地域の区域とする。

3 第2種普通規制地域は、条例第5条に規定する区域のうち次に掲げる区域とする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた商業地域

(2) 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域のうち市長が指定する区域（経過措置）

第4条 1の地域又は場所が、第2種特別規制地域から第1種特別規制地域に変更になった際又は第2種普通規制地域から第1種普通規制地域に変更になった際現にその地域内において適法に表示している屋外広告物（以下「広告物」という。）又は設置している広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）については、当該変更のあった日から起算して3年間（表示している広告物又は設置している掲出物件が条例第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件である場合にあっては、30日間）は、別表第1又は別表第2の規定にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

（適用除外の基準）

第5条 条例第6条第1項第2号及び第4号、同条第2項第1号から第3号まで、第6号及び第9号並びに同条第3項第1号の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

（景観形成型屋外広告物整備地区の指定）

第6条 条例第7条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 整備地区（条例第7条第1項の整備地区をいう。以下同じ。）の名称

(2) 整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）

第7条 市長は、整備地区を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告し、当該整備地区の指定の案（以下「指定案」という。）を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 区域

(2) 名称

(3) 基本方針

(4) 整備基準

(5) 指定案の縦覧場所

2 前項の規定による公告があったときは、当該整備地区の住民、当該整備地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者、広告物又は掲出物件を管理する者及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定案について、

市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、整備地区の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

第8条 市長は、条例第29条第1号の規定により、整備地区の指定又はその指定の変更若しくは解除について裾野市景観アドバイザー会議（以下、この条において「アドバイザー会議」という。）に意見を聴こうとするときは、前条第2項の規定により提出された意見書（同条第3項の規定により準用される場合を含む。）の要旨をアドバイザー会議に提出するものとする。

（許可の申請）

第9条 条例第11条第1項の申請書は、屋外広告物許可申請書（様式第1号）とする。

2 条例第11条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 広告物の表示又は掲出物件の設置の期間
- (2) 工事施行者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに工事施行者が屋外広告業を営む者である場合にあっては、その者の屋外広告業の登録番号
- (3) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日

3 条例第11条第2項第4号の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が、他人の所有又は管理に属するときは、その所有者又は管理者の承諾を証する書面又はその写し
- (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周辺の状況を示す写真
- (3) その他市長が必要と認める図書

（許可の基準）

第10条 条例第12条の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

（許可書の交付）

第11条 市長は、条例第12条に規定する許可を行うときは、屋外広告物の表示及び設置許可書（様式第2号）を申請者に交付して行うものとする。

（許可期間の更新の申請等）

第12条 条例第14条第2項の規定による許可の期間の更新の申請は、屋外広告物許可期間更新申請書（様式第3号）を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、表示している広告物又は設置している掲出物件が条例第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件である場合にあっては、この限りでない。

- (1) 申請前1月以内に撮影した広告物又は掲出物件の写真
- (2) 申請前3月以内に行った屋外広告物点検報告書（様式第4号）

(3) その他市長が必要と認める図書

3 第18条に規定する堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件について第1項の申請をする場合においては、前項第2号の規定により添付しなければならない屋外広告物点検報告書の点検実施者は、条例第18条第1項に規定する堅ろうな広告物等の管理者でなければならない。

(許可期間の更新許可書の交付)

第13条 市長は、条例第14条第2項に規定する許可期間の更新を行うときは、屋外広告物の許可期間の更新許可書(様式第5号)を申請者に交付して行うものとする。

(変更等の許可の申請)

第14条 条例第15条第1項の規定による変更又は改造の許可の申請は、屋外広告物変更・改造許可申請書(様式第6号)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び設計図
- (3) 変更又は改造の前後を比較できる色彩及び意匠を表す図面
- (4) 広告物又は掲出物件の写真
- (5) その他市長が必要と認める図書

(変更許可書の交付)

第15条 市長は、条例第15条第1項に規定する変更許可を行うときは、屋外広告物の変更、改造許可書(様式第7号)を申請者に交付して行うものとする。

(軽微な変更等)

第16条 条例第15条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

- (1) 広告物又は掲出物件の色彩、意匠又は形状に変更を加えない程度に修繕し、補強し、又は塗り変えること。
- (2) 広告物又は掲出物件の位置及び形状を変更することなく、興行等の内容を表示する広告物を定期的に変更すること。

(許可の証票等)

第17条 条例第16条の規則で定める許可の証票は、屋外広告物許可証(様式第8号)とする。

2 条例第16条ただし書の規則で定める許可の証印は、屋外広告物許可済証(様式第9号)とする。

(堅ろうな広告物等)

第18条 条例第18条第1項の規則で定める堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件は、鉄骨造り、石造りその他耐久性能を有する構造により築造された広告塔、広告板その他これらに類するもののうち、建築基準法（昭和52年法律第201号）の規定により確認を要するもの又はこれに類するものとする。

（届出）

第19条 条例第19条第1項の規定による届出は、堅ろうな広告物等の管理者設置・変更届（様式第10号）を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、条例第18条第2項各号に掲げる者に該当することを証する書面又はその写しを添付しなければならない。

3 条例第19条第2項の規定による届出は、屋外広告物設置者変更届（様式第11号）を提出して行うものとする。

4 条例第19条第3項の規定による届出は、屋外広告物設置者・堅ろうな広告物等の管理者氏名・名称・住所変更届（様式第12号）を提出して行うものとする。

5 条例第19条第4項の規定による届出は、屋外広告物滅失届（様式第13号）を提出して行うものとする。

（除却届）

第20条 条例第20条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届（様式第14号）を提出して行うものとする。

（違反広告物等である旨の表示）

第21条 条例第23条第1項の表示は、様式第15号又は様式第16号による標章をはり付け、又は取り付けて行うものとする。

2 条例第23条第2項の表示は、様式第17号又は様式第18号による標章をはり付け、又は取り付けて行うものとする。

（身分証明書）

第22条 条例第25条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第19号）とする。

（一覧簿の閲覧）

第23条 条例第26条第3項の規則で定める一覧簿は、保管広告物又は掲出物件一覧簿（様式第20号）により行うものとする。

（競争入札における掲示事項等）

第24条 条例第27条第4項及び第5項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 入札執行の場所及び日時

(2) その他市長が必要と認める事項

（広告物等の返還に係る受領書の様式）

第 25 条 条例第 28 条の規則で定める受領書は、広告物等の返還に係る受領書（様式第 21 号）とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（静岡県屋外広告物条例施行細則の廃止）

2 静岡県屋外広告物条例施行細則（平成 18 年裾野市規則第 24 号）は、廃止する。